

国会は

国会事故調の提言

自ら作った

を無視するな

2011年10月7日 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法 成立

野田政権の時代ですが
そもそもこの法律は自民党の議員立法であり、(参考資料①)
衆参両院の全会一致で可決成立しています

第1章 目的及び設置

(参考資料②)

第1条

(前略)これらの調査の結果に基づき、
原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む
原子力発電所の事故の防止及び
原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について

**提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視
に関する機能の充実強化に資するため、
国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。**

2011年12月8日 事故調発足

2012年7月5日 報告書提出 (参考資料③)

- 提言1 規制当局に対する国会の監視
- 提言2 政府の危機管理体制の見直し
- 提言3 被災住民に対する政府の対応
- 提言4 電気事業者の監視
- 提言5 新しい規制組織の要件
- 提言6 原子力法規制の見直し
- 提言7 独立調査委員会の活用

この7つの提言の後で

原子力を扱う先進国は、原子力の安全確保は、第一に国民の安全にあるとし、(国会事故調報告書より)
福島原子力発電所事故後は、さらなる安全水準の向上に向けた取り組みが行われている。一方、
わが国では、従来も、そして今回のような大事故を経ても対症療法的な対策が行われているにすぎない。
このような小手先の対策を集積しても、今回のような事故の根本的な問題は解決しない。

この事故から学び、事故対策を徹底すると同時に、日本の原子力対策を国民の安全を第一に考えるもの
に根本的に変革していくことが必要である。
ここにある提言を一步一步着実に実行し、不断の改革の努力を尽くすことこそが、
国民から未来を託された国会議員、国権の最高機関たる国会及び国民一人一人の使命であると
当委員会確信する。

福島原発事故はまだ終わっていない。被災された方々の将来もまだまだ見えない。
国民の目から見た新しい安全対策が今、強く求められている。
これはこの委員会の委員一同の一致した強い願いである。

2012年12月26日 安倍政権発足

今までの2年間で国会はこの提言を生かしてきたのでしょうか？
例えば提言1だけとってみても、この事故調の提言を全く生かしていないことが明らかです。
これも今回の選挙でしっかり問われるべきです。

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う（「国会による継続監視が必要な事項」として本編に添付）。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

衆議院には「原子力問題調査特別委員会」、参議院には「原子力問題特別委員会」が設けられましたが、果たしてこの監視の役割を果たしているのか？
3項目目にある「国会による継続監視が必要な事項」には、例えば次のような項目があります

国会による継続監視が必要な事項 (全16項目の一部)

(国会事故調報告書より)

6. クリフエッジ効果のある事象に対する特別な配慮

発生頻度は低いが一度起きると甚大な被害を及ぼす可能性のある「クリフエッジ」効果のある事象に関しては、その設計基準の定め方について、特に慎重な配慮が必要である。そのようなクリフエッジ効果のある現象としては津波が代表的ではあるが、そのほかのものがないか、慎重な洗い出しと検討を行う。

10. 避難区域の設定

原子力事故発災時の避難の実効性を確保する観点から、避難経路などを含め、避難区域の見直しがなされる必要がある。一定範囲の半径に複数の原子力発電所が存在する地域に居住する住民は、より高いリスクの下に置かれていることになる。このような複数のユニットが集中して設置されている原子力発電所においては、より保守的な安全目標が設定され、避難区域なども見直される必要がある。具体的には**予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) や20km圏、30km圏の避難区域を設定し、これらを防災訓練に組み込み、住民に周知徹底することが必要**である。

さて、直近の話題は川内原発の再稼働です。

川内原発が規制基準に適合と判断した日

原子力規制委員会 田中委員長発言 (例えば2014年9月10日会見) (参考資料④)

始良カルデラの噴火はないということで、私どもの判断したのは、**原子炉の運転期間中、今後、長くても30年でしょう (中略)、その間にはないだろう**という判断をしたということなのです。

発生頻度は低いが、起きると甚大な被害が出るカルデラ噴火について、「特に慎重な配慮」はなされたのでしょうか？

防災避難計画は、国は**内閣府が責任がある**ということで (中略) 自治体と一緒に策定することになっています。内閣府の方で、きちっとした原子力防災の組織を近々つくるという話もお聞きしていますので、そういったところとよく協力しながら、**技術的には私どもが相当サポートできる**と思います (中略) 事実、やっています。

結局、原子力規制委員会は規制基準にあってどうかを判断している”だけ”、ということです。避難計画について、規制委員会は何も審査していません。「避難の実効性を確保する観点」から国会は監視機能を果たしているのでしょうか？

2014年9月29日 安倍首相の所信表明演説

(参考資料⑤)

原子力規制委員会により求められる安全性が確認された原発は、**その科学的・技術的な判断を尊重し再稼働を進めます。**

この発言を「規制当局を監視」する立場である国会が問題視しないなんておかしいです。これを国会が認めれば、監視”する”側が、監視”される”側の判断を「尊重」することになっちゃいます。

- (参考資料)
- ①自民党HP 「自民党は復興対策をリードしています」
<https://www.jimin.jp/activity/colum/114308.html>
 - ②東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法
<http://law.e-gov.go.jp/haishi/H23HO112.html>
 - ③国会事故調HP (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業)
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naiic.go.jp/>
 - ④原子力規制委員会HP 委員長定例会見速記録 平成26年9月10日
<http://www.nsr.go.jp/kaiken/>
 - ⑤首相官邸HP 第187回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140929shoshin.html